

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 1 4 号
受 理 年 月 日	平成 2 4 年 6 月 4 日
件 名	東日本大震災により発生した岩手・宮城両県の瓦礫を受け入れて、桐生市清掃センター（新里）の処理施設で瓦礫処理を行うことの白紙撤回を求める請願
請願者の住所及び氏名	匿 名
請 願 の 要 旨	<p>去る3月27日、亀山桐生市長は上記の「瓦礫受け入れ」を表明したが、このことによって次のような危険とリスクが発生することが予測される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般の焼却炉は、産業廃棄物の処理に対応していない。→ 桐生市の焼却炉はどうか？ 震災によって発生した瓦礫には、アスベスト、六価クロム、ヒ素、PCBなどの、特別管理産業廃棄物、化学物質、重金属が含まれていて、これらを完全に測定し、分別することはできない。 2 焼却炉のバグフィルターは、放射性廃棄物の焼却に対応していない。 → 桐生市のバグフィルターは？ 3 放射能汚染検査には不備があり、安全性を確保できない。→ 100ベクレル/kg程度の汚染分析を行うには「ゲルマニウム半導体計測器」での分析を要するとのことである。→ 桐生市の「計測体制」は？ 4 環境省が示す基準は原子力規制法と矛盾する。→ 環境省は福島原発事故後、焼却灰などを一般廃棄物として自治体が処分場に埋め立てる基準を、「放射性セシウム8,000ベクレル/kg以下」としている。一方「原子力規制法」では、原子力施設内における放射性廃棄物の処置として、放射性セシウム100ベクレル/kgをクリアランスレベルと定め、これを超える汚染物を「放射性廃棄物」と規定し、資格を持つ取扱管理者以外の人がこれを移動することも、放射性廃棄物最終処分場以外に廃棄することも固く禁止している。 5 「国民の共助」に名を借りて責任の所在を曖昧にし、放射能に汚染された瓦礫を引き受けることは、将来、群馬県と桐生市が放射性廃棄物を受け入れる前例となりかねない。 6 瓦礫受け入れは、出産・育児に対する不安を増大させ、若い市民の流出（人口減少）に繋がる。→ 人口減少に悩んでいる桐生市行政当局はそれでも、「瓦礫受け入れ」を行うのか。 7 桐生の焼却場から出る溶融スラグの放射能汚染。→ 「瓦礫焼却の過程で発生するストロンチウム（1,382℃で気化する）をフィルターでろ過できるか否か」を桐生市は調査確認しているのだろうか？→ 焼却の過程では、灰への放射性物質の濃縮が進む。瓦礫を受け入れると、メタル

	やスラグの汚染度を調査する必要性が生じ、余計な財政的負担が発生する。 以上の疑問と問題点から、「瓦礫受け入れ」の白紙撤回を求める。
紹介議員	庭山 由紀
付託委員会	教育民生委員会
審査結果	